

富山県立中央病院医事業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、富山県立中央病院において医事業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

(1) 委託業務名

富山県立中央病院医事業務

(2) 委託業務内容

別添「富山県立中央病院医事業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務の場所

富山県立中央病院 富山市西長江二丁目2番78号

(4) 委託の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 提案上限額

委託期間2年間の委託料の提案上限額は、816,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

4 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件のすべてに該当する者としします。

(1) 「富山県立中央病院医事業務委託仕様書」に定める業務を確実に実施することができること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（地方自治法施行令）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

- 七. この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でなく、かつ、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 富山県の競争入札において指名停止中でないこと。
- (5) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者、又は資格申請中の者であること。
- (6) 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （富山県暴力団排除条例に関する規則）
- 第 3 条 条例第 6 条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (9) 富山県内に登記上の本店又は支店（営業所）を有する法人又は有する見込みのある法人であること。
- (10) 病床数 500 床以上の DPC 対象病院における医事関係業務を受託した実績を有すること。
- (11) 参加事業者は、単独事業者（持ち株会社を含む。）とすること。

5 参加手続き

(1) 参加申込書等の様式の入手

参加に必要な様式は、富山県立中央病院ホームページからダウンロードするか、富山県立中央病院医事課で入手してください。

富山県立中央病院ホームページ URL: <https://www.tch.pref.toyama.jp/>

(2) 提出書類

参加を希望する者は次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 提案者概要（様式 2） 1 部

（添付書類）

会社概要（貴社作成のパンフレット等既存資料）

商業登記簿謄本（発行から 3 か月以内のもので、写し可）

過去 3 年間の決算書

国税及び地方税に滞納がないことの証明（発行から 3 か月以内のもので、写し可）

ウ 企画提案書（様式 3） 各 10 部（※1 部を正本とし、残り 9 部は複写で可）

企画提案書には次の項目についての説明を記載すること。

| 様式 | 項目 |
|--|---|
| 業務受託実績 (様式 3-1) | 500 床以上の DPC 対象病院での業務受託実績 |
| 業務従事者 (様式 3-2) | 業務に必要な人員の確保 経歴、技能及び保有資格 |
| 現場管理体制 (様式 3-3) | 現場管理責任者の職能 業務従事者の管理体制 業務従事者が休んだときの対応 業務従事者が辞めたときの対応 受託者が変更となった場合の業務引継体制 |
| 緊急時・非常時の体制 (様式 3-4) | 休日・夜間のバックアップ体制 支店・営業所の機能 |
| 個人情報保護体制 (様式 3-5) | 個人情報保護に関する考え方 個人情報保護に関する具体的な取組み |
| 診療報酬請求事務等 (様式 3-6) | 診療報酬 (DPC・出来高) 請求事務の精度向上 (請求漏れ防 止、査定対策) への対応 再審査請求への対応 過誤請求への対応 (不具合発見時の連絡体制、原因究明・ 分析等) 診療報酬改定への対応 |
| 業務の質を向上させる取組み (様式 3-7) | 業務従事者の事前教育・研修 受託後の定期的教育・研修 (接遇に関する教育・研修を含む) 業務の質向上への具体的な取組み ※ 業務従事者への教育・研修については、ここにまとめ て記載すること |
| 患者サービス向上のための取組 み (様式 3-8) | 患者からの苦情・意見などへの対応 重大な事故・トラブルなど緊急時の対応 患者の理解・満足度を高める手法 |
| 委託に要する費用 (様式 3-9) | 委託料見積金額 |
| (様式 3-9) に含まれない追加的 な提案 (様式 3-10) | 上記の見積りには含まれない、医事業務に関する追加的な 改善提案があれば、その内容と参考金額を具体的に記載す ること |

(3) 提出期限及び提出方法

令和 4 年 12 月 13 日 (火) 午後 5 時 (必着)

富山県立中央病院医事課まで持参又は郵送 (期限内必着のこと。)

なお、提出後の変更及び追加は認めません。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案書等に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。質問内容及びその回答は、令和 4 年 11 月 22 日 (火) までに富山県立中央病院のホームページに掲載することにより、すべての参加者に周知します。

ア 提出書類 質問書 (様式 4)

イ 提出期限 令和 4 年 11 月 15 日 (火) 午後 5 時 (必着)

ウ 提出方法 持参、郵送（期限内必着のこと。）又はFAXで行うこと。

エ 提出先 富山県立中央病院医事課

(5) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、上記(3)の提出先に持参又は郵送により辞退届（様式5）を速やかに提出してください。

6 選定方法

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、提案者による企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、最優秀提案者を選定します。なお、提案者が多数の場合には、企画提案書の内容に基づき書類審査を行い、プレゼンテーションをしていただく提案者を2～3名（社）とする場合があります。

1. 開催時期 令和4年12月21日（水）（予定）
2. 後日、参加者ごとに時間等についてご案内します。

(2) 評価項目・評価の観点と基準

| 評価項目 | 評価の観点と基準 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 業務受託実績 | 他院での業務受託実績を評価 |
| 業務従事者 | 業務に必要な人員を確保できるかを評価 |
| 現場管理体制 | 業務を遂行できる体制であるかを評価 |
| 緊急時・非常時の体制 | 緊急時・非常時の体制は万全であるかを評価 |
| 個人情報保護体制 | 個人情報保護のための体制整備を評価 |
| 診療報酬請求事務等 | 精度向上、再審査請求への対応方策などを評価 |
| 業務の質を向上させる取組み | 事前教育・研修、受託後の定期的教育・研修の内容を評価 |
| 患者サービス向上のための取組み | 苦情・意見への対応、重大な事故・トラブルなど緊急時の対応方策を評価 |
| 委託に要する費用 | 委託に要する費用が適正であるかを評価 |

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、企画提案書及びその他添付書類が次に該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出方法、提出先の全部又は一部が適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 審査結果の通知と公表

審査結果は、富山県立中央病院ホームページに掲載するとともに、全参加者に、令和2年12月下旬（予定）に、書面により通知します。

※ 公表した内容の外に情報公開請求がなされた場合の取扱い

提案書の採択決定後、富山県情報公開条例に基づき開示請求（情報公開請求）がなされた場合は、提案者に連絡したうえで、提案者名、採点結果を公開します。

7 選定後の手続き

- (1) 選定された最優秀提案者は、審査結果通知後、「富山県立中央病院医事業務委託仕様書」の6に沿って所定の書類を提出してください。
- (2) 富山県立中央病院は、選定された最優秀提案者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。
- (3) 選定された最優秀提案者との協議が整わない場合には、最優秀提案次点者と同様の契約手続きを行います。

8 留意事項

- (1) 参加に必要な経費は、参加者の負担とします。
- (2) 必要に応じ追加資料の提出又は説明を求める場合があります。
- (3) 提出された書類は返却を求めることができません。ただし、提出期限前についてはこの限りではありません。なお、提出された提案書を、提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出されたすべての書類は、富山県情報公開条例に基づき情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断では公開しません。
- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、詳細協議を経たうえで、あらためて見積書の提出を求めることとなります。

9 提出・問い合わせ先

- (1) 書類等の提出及び問い合わせ先

〒930-8550

富山県富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院医事課

電話番号 076-424-1531（内線3121）

FAX番号 076-491-7140

- (2) 書類等の交付及び提出、問い合わせ等は平日午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。